平成 25 年５月 15 日

各　　位

会　社　名　飛 島 建 設 株 式 会 社
代　表　者　代表取締役社長　伊藤 寛治
コード番号　１８０５　東証第一部
問 合 せ 先　広報室長　松尾　和昌
TEL　044-829-6751

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年６月 27 日開催予定の第 70 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）社外取締役および社外監査役が、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条の定めに基づき、定款に第 29 条（社外取締役との責任限定契約）および第 39 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、定款第 29 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（２）種類株主総会の円滑な開催運営を可能とするため、定款第 19 条の２（種類株主総会への準用）に基準日の設定、決議の方法および議事録にかかる準用規定を新設するものであります。

（３）上記変更に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。　　（下線＿は変更部分）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第３章　株主総会 | 第３章　株主総会 |
| （種類株主総会への準用）<br>第１９条の２　第１５条第１項、第２項、第３項、第１６条および第１８条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 | （種類株主総会への準用）<br>第１９条の２　第１５条第１項、第２項、第３項、第１６条、第１８条および第１９条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 |
| （新　設） | ②　第１４条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。 |
| （新　設） | ③　第１７条第２項の規定は、会社法第 324 条第２項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。 |
| 第４章　取締役および取締役会 | 第４章　取締役および取締役会 |
| （新　設） | （社外取締役との責任限定契約）<br>第２９条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第５章　監査役および監査役会 | 第５章　監査役および監査役会 |
| 第２９条～第３７条<br>（条文省略） | 第３０条～第３８条<br>（現行どおり） |
| （新　設） | （社外監査役との責任限定契約）<br>第３９条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第３８条～第４３条<br>（条文省略） | 第４０条～第４５条<br>（現行どおり） |

３．日　　程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 25 年６月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日　　平成 25 年６月 27 日（予定）

以　上